

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

(提案理由)

令和3年9月定例会県議会へ提案する教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められたため、付議する必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

写

財第142号

令和3年(2021年)9月1日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和3年9月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第11号)の関係部分
- 第 13 号 財産の取得について
- 第 14 号 財産の取得について
- 第 15 号 財産の取得について
- 第 16 号 財産の取得について
- 第 35 号 専決処分の報告及び承認について

第 1 号

令和3年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,806,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ971,370,851千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		3,571,671	304,000	3,875,671
	1 負担金	2,802,160	304,000	3,106,160
2 国庫支出金		220,762,330	19,618,453	240,380,783
	1 国庫負担金	48,893,187	2,271,030	51,164,217
	2 国庫補助金	168,851,095	17,341,598	186,192,693
	3 国庫委託金	3,018,048	5,825	3,023,873
3 寄附金		230,276	14,400	244,676
	1 寄附金	230,276	14,400	244,676
4 繰入金		40,067,908	93,185	40,161,093
	1 基金繰入金	39,601,860	93,185	39,695,045
5 繰越金		592,263	226,266	818,529
	1 繰越金	592,263	226,266	818,529
6 諸収入		90,414,190	3,924,170	94,338,360
	1 貸付金元利収入	71,892,972	3,333,367	75,226,339

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 受託事業入	1,105,580	231,278	1,336,858
	3 雑入	14,061,559	359,525	14,421,084
7 県債		112,030,000	2,626,000	114,656,000
	1 県債	112,030,000	2,626,000	114,656,000
歳入合計		944,564,377	26,806,474	971,370,851

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		41,053,758	287,211	41,340,969
	1 総務管理費	12,868,137	81,293	12,949,430
	2 企 画 費	9,599,749	48,061	9,647,810
	3 徴 税 費	7,300,104	3,604	7,303,708
	4 防 災 費	1,950,327	154,253	2,104,580
2 民 生 費		114,764,712	217,389	114,982,101
	1 社会福祉費	67,553,151	178,720	67,731,871
	2 児童福祉費	38,885,165	38,669	38,923,834
3 衛 生 費		94,198,839	13,720,031	107,918,870
	1 公衆衛生費	79,328,626	13,568,011	92,896,637
	2 環境衛生費	12,018,268	55,023	12,073,291
	3 医 薬 費	1,247,290	96,997	1,344,287
4 労 働 費		2,867,833	1,473	2,869,306
	1 職業訓練費	2,226,925	1,473	2,228,398

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農水産業林費		千円	千円	千円
		63,745,650	2,356,054	66,101,704
	1 農業費	17,486,872	1,303,600	18,790,472
	2 畜産業費	2,272,029	4,699	2,276,728
	3 農地費	23,239,947	1,969	23,241,916
	4 林業費	16,484,985	988,403	17,473,388
	5 水産業費	4,261,817	57,383	4,319,200
6 商工費		136,489,074	3,626,085	140,115,159
	1 商業費	122,654,933	3,343,931	125,998,864
	2 工鉱業費	6,899,337	249,952	7,149,289
	3 観光費	6,934,804	32,202	6,967,006
7 土木費		84,067,024	1,118,992	85,186,016
	1 河川海岸費	27,392,601	798,992	28,191,593
	2 都市計画費	7,666,663	320,000	7,986,663
8 警察費		38,522,847	20,793	38,543,640
	1 警察活動費	4,199,035	20,793	4,219,828

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		千円	千円	千円
		142,546,428	136,906	142,683,334
	1 教育総務費	34,717,651	60,891	34,778,542
	2 高等学校費	29,891,951	64,480	29,956,431
	3 特別支援 学 校 費	13,191,718	3,231	13,194,949
4 社会教育費	2,269,500	8,304	2,277,804	
10 災害復旧費		33,565,147	5,321,540	38,886,687
	1 総務災害 復旧費	2,536,358	4,700	2,541,058
	2 農林水産業 災害復旧費	13,048,482	1,450,637	14,499,119
	3 土木災害 復旧費	15,658,344	3,866,203	19,524,547
歳 出 合 計		944,564,377	26,806,474	971,370,851

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業 南阿蘇村	令和4年度	千円 820,986
2 <u>県立美術館展覧会開催事業</u>	令和4年度	5,000

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 警察関係業務	令和4年度 ～令和5年度	千円 1,637,670	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和5年度	千円 1,671,101
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	979,202 658,468		年次別内訳 令和4年度 令和5年度	1,012,633 658,468
2 情報処理関連業務	令和4年度 ～令和8年度	489,867	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	1,214,254
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	337,457 66,677 34,644 34,306 16,783		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	673,578 260,810 228,777 34,306 16,783
3 事務機器等賃借	令和4年度 ～令和10年度	1,739,951	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和10年度	1,740,076
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	418,481 368,458 358,832 356,641 216,663 15,727 5,149		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	418,481 368,458 358,832 356,641 216,788 15,727 5,149

令和3年度9月補正予算総括表

教育委員会 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額	通常補正分額	コ口ナ補正分額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源		一般財源
					国支出金	地方債	
教育政策課	1,541,812			1,541,812			
学校人事課	113,974,742			113,974,742			
文化課	1,649,392		3,160	1,652,552	3,160		
施設課	4,320,381		67,711	4,388,092	67,711		
高校教育課	1,971,493			1,971,493			
特別支援教育課	320,882			320,882			
学校安全・安心推進課	567,785			567,785			
体育保健課	1,444,198			1,444,198			
義務教育課	459,262		4,010	463,272	11,488		-7,478
社会教育課	1,261,635		5,144	1,266,779	5,144		
人権同和教育課	34,359			34,359			
一般会計合計	127,545,941		80,025	127,625,966	87,503		-7,478

熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	321,513			321,513			
-------	---------	--	--	---------	--	--	--

熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	862,589			862,589			
-------	---------	--	--	---------	--	--	--

合計

(単位：千円)

教育委員会合計	128,730,043		80,025	128,810,068	87,503		-7,478
---------	-------------	--	--------	-------------	--------	--	--------

教育委員会 令和3年度9月補正予算 内訳

歳出予算補正 (一般会計)

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正額
○ 教育費			80,025
○ 教育総務費			4,010
1 義務教育課	ALT活用促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響で入国が延期になったALTの来日に要する経費	4,010
○ 高等学校費			64,480
2 施設課	県立高等学校施設整備事業	県立高等学校における手洗い場の自動水栓化等に要する経費	64,480
○ 特別支援学校費			3,231
3 施設課	特別支援学校施設整備事業	県立特別支援学校における手洗い場の自動水栓化等に要する経費	3,231
○ 社会教育費			8,304
4 文化課(装飾古墳館)	管理運営費	装飾古墳館におけるトイレの自動水栓化等に要する経費	2,930
5 文化課	美術館分館管理運営費	美術館分館における非接触型自動温度計の設置に要する経費	230
6 社会教育課(図書館)	管理運営費	県立図書館の図書購入等に要する経費	5,144

債務負担行為補正 (追加)

課名	事項	期間	限度額	内容
文化課	県立美術館展覧会開催事業	令和4年度	5,000	県立美術館展覧会開催費 (理由) 令和4年4月から開催する展覧会の準備経費を要するため

債務負担行為補正 (変更)

課名	事項	補正前		補正後		内容
		期間	限度額	期間	限度額	
教育政策課	情報処理関連業務	令和4年度 ～ 令和8年度	126,651	令和4年度 ～ 令和8年度	268,639	県立学校のICT支援員配置業務委託 (理由) 委託契約の手続き(募集、契約締結、人材育成)に時間を要するため

第 13 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	教育用高性能端末、液晶プロジェクタ、カラー及びモノクロプリンタ、大判プリンタ、実物投影機、マグネットスクリーン、動画・画像編集ソフト一式	熊本市中央区水前寺一丁目7番26号株式会社熊本計算センター	教育用端末等として使用するため	165,000,000円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する教育用端末等として、物品を購入する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第13号	財産の取得について	<p>1 取得理由</p> <p>熊本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校8校で使用する教育用情報端末等を購入するもの</p> <p>2 契約内容</p> <p>(1) 八代工業高校他7校</p> <p>○端末 184台</p> <p>○プリンタ 24台</p> <p>○大型提示装置 8台</p> <p>(2) 契約の相手方：株式会社熊本計算センター</p> <p>(3) 納 入 期 限：令和4年2月28日</p> <p>(4) 契 約 金 額：165,000,000円</p> <p>(5) 契 約 の 方 法：一般競争入札 (WTO)</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和3年8月 仮契約締結</p> <p>10月 9月議会議決後に本契約締結予定</p> <p>令和4年2月 端末、プリンタ、大型提示装置導入予定</p>

第 14 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	CNC旋盤及びCAD/CAMシステム	熊本市北区清水新地六丁目4番1号 株式会社鈴屋 商会熊本	工作機械として使用するため	131,274,000円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する工作機械として、物品を購入する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第14号	財産の取得について	<p>1 取得理由</p> <p>熊本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校6校で使用する工作機械を購入するもの</p> <p>2 契約内容</p> <p>(1) 八代工業高校他5校</p> <p>○工作機械 6台</p> <p>(2) 契約の相手方：株式会社鈴屋商会熊本</p> <p>(3) 納 入 期 限：令和4年2月28日</p> <p>(4) 契 約 金 額：131,274,000円</p> <p>(5) 契 約 の 方 法：一般競争入札 (WTO)</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和3年8月 仮契約締結</p> <p>10月 9月議会議決後に本契約締結予定</p> <p>令和4年2月 工作機械導入予定</p>

第 15 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	マシニングセンタ 及びCAD/CA Mシステム	菊池郡菊陽町 光の森六丁目 20番1号 関東物産株式 会社熊本営業 所	工作機械とし て使用するた め	265,540,000円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する工作機械として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第15号	財産の取得について	<p>1 取得理由</p> <p>熊本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校8校で使用する工作機械を購入するもの</p> <p>2 契約内容</p> <p>(1) 八代工業高校他7校</p> <p>○工作機械 8台</p> <p>(2) 契約の相手方：関東物産株式会社熊本営業所</p> <p>(3) 納 入 期 限：令和4年2月28日</p> <p>(4) 契 約 金 額：265,540,000円</p> <p>(5) 契 約 の 方 法：一般競争入札 (WTO)</p> <p>3. スケジュール</p> <p>令和3年8月 仮契約締結</p> <p>10月 9月議会議決後に本契約締結予定</p> <p>令和4年2月 工作機械導入予定</p>

第 16 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	NCルーター一式	熊本市東区健 軍本町28番 18号 有限会社泊工 機	工作機械とし て使用するた め	105,600,000円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する工作機械として、物品を購入する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

条例等議案関係（概要）

議案番号	議案名	内 容
第16号	財産の取得について。	<p>1 取得理由</p> <p>熊本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校4校で使用する工作機械を購入するもの</p> <p>2 契約内容</p> <p>(1) 八代工業高校他3校</p> <p>○工作機械 4台</p> <p>(2) 契約の相手方：有限会社泊工機</p> <p>(3) 納入期限：令和4年2月28日</p> <p>(4) 契約金額：105,600,000円</p> <p>(5) 契約の方法：一般競争入札（WTO）</p> <p>3 スケジュール</p> <p>令和3年8月 仮契約締結</p> <p>10月 9月議会議決後に本契約締結予定</p> <p>令和4年2月 工作機械導入予定</p>

第 35 号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 13 号

訴えの提起について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和3年8月2日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

被告 個人（1人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告は、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告は、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 3 5 号	専決処分の報告及び承認について	<p>1 専決処分した案件の名称 訴えの提起について</p> <p>2 専決処分の理由 県が行った熊本県育英資金の返還金に係る支払督促に対して1人の債務者から異議の申立てがなされ、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したため。</p> <p>3 内容 (1) 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件 (2) 訴えの内容 被告は、熊本県育英資金の返還金を延滞しているため、約定に基づき延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払うよう求める。</p>

